

知的障害者グループホームにおける援助実践に関する研究

田 中 清

〔抄 録〕

グループホームは、近年の「脱施設化」にともなう地域移行が進む中で、知的障害者の地域生活にとって従来の入所施設に代わる生活基盤として重要な役割を担っているが、その設置数の増加とともに援助の質が大きく問われている。本研究においては、グループホーム援助職員の援助実践について、その役割を考察した上で、援助内容や方法についての現状と問題を明らかにし、その課題の一つである「個別支援計画」の視点や枠組みについて考察する。

キーワード 地域生活支援、グループホーム、援助職員、援助実践、個別支援計画

はじめに

近年の知的障害者福祉における「入所施設」から「地域生活」への移行の取り組みは、「脱施設化」の動きとして注目を集めている。「脱施設化」とは、現象面としては、入所施設の利用者の地域への住まいの移行として見ることができるが、それは同時に、「入所施設ケアから地域での暮らしの支援へと福祉施策を転換する施策⁽¹⁾」の変化としてとらえることができる。つまり、ノーマライゼーションの理念を背景として、入所施設を中心とした福祉サービスのあり方から、在宅及び地域を中心とした福祉サービスのあり方へと転換していくことをさすのである。さらにいえば、サービスに人をあつめるという基本設計から人にサービスを集めるという基本設計の変更、すなわちシステムの転換ということになる⁽²⁾。いずれにしても、この「脱施設化」の動きは、知的障害者の一般市民としての当たり前の暮らしと、かけがえのない人生を地域社会の中で保障していくことを目指している。

このように「脱施設化」の動きが進む中で、それを実現するためには、さまざまな要件つまり地域生活支援のためのシステム作りなどが必要となる。その地域生活支援システムのひとつとして「生活の場」であるグループホームが注目されている。グループホームは、知的障害者の地域生活にとって従来の入所施設に代わる生活基盤として重要な役割を担っているが、その設置数の増設とともに援助の質も問われなければならない。グループホームにおいて提供されるサービスとは、居住設備等の物的サービスだけでなく、知的障害者の障害特性からいっても、

グループホーム援助職員の対人援助サービスが重要であり、それが生活の質（Quality of Life：QOL）に大きな影響を及ぼすことになる。つまり、グループホーム援助職員のあり方が、グループホームのQOLを左右し、さらに知的障害者の地域生活実現の成否に大きく影響すると考えられる。

本研究においては、グループホーム援助職員のあり方の中でも、特にその援助実践について焦点をあて、その役割・機能を考察した上で、援助内容や方法についての現状と問題を明らかにしたい。また、援助方法における課題として、「個別支援計画」に関する取り組みや論議がされていないことを指摘するとともに、その視点や枠組みについて考察したい。そのことにより、グループホームの援助の質が高められ、知的障害者の地域生活におけるQOLの向上につながるものと考えられる。なお、この研究において考察や検討する際には、各文献に見られる日本各地や諸外国における地域生活支援の実践報告、過去実施されたグループホーム実態調査結果や援助職員の研修会報告書等を材料としていきたい。それらを比較検討し共通点や相違点を明らかにすることにより、グループホームやそれに関わる援助職員のあり方や地域生活支援の望ましい姿が浮かび上がると考える。

1. グループホーム援助職員の役割

（1）援助職員の援助の視点

知的障害者グループホームは、地域社会の中で、援助職員の支援を受けながら「普通の場所で普通の生活」を送ることを基本にしている。そして、そこでの支援は管理性を排除し、保護や指導・訓練といった考え方とは異なる「生活支援」を基盤にした考え方に基づいて行われている。つまり、グループホームにおいて、「生活の場」「暮らしの場」としての「生活機能」を施設という環境ではなく地域社会の少人数の家庭的環境において果たそうとするのである。

グループホーム援助職員の援助の基本的視点として、「自立生活」「自己決定」「当事者主体」「社会参画」「権利擁護」の5つの視点があると考えられる。これらは、入所施設の援助においても目標としているところであるが、それを達成するには入所施設であるがゆえの限界もある。一方、グループホームはこれらの視点を基本とした援助を地域社会において具現化できうる環境が設定されているともいえる。もっといえば、グループホームにおいてこそ、施設という枠組みにとらわれない、知的障害者への本来の援助が実現できると考える。

基本的視点として、まず第一に、「自立生活」の考え方がある。ここでの自立観とは、「自己決定権の行使を自立ととらえる考え方であり⁽³⁾」、自分自身の意志に基づいて自分自身の生活を作り出していくことを「自立生活」と考える。グループホームは入所施設のような集団生活とは違い、自分自身で日々の過ごし方などを決め、その人なりの生活を送ることが可能となる場所でもある。第二に、「自己決定」の考え方がある。これは、「自立生活」の基盤となるものであ

るが、自分自身の生活に関わることは自分自身で選択し決定していくことをさす。そのためには、まず、入居者自身が選択・決定できるような「わかりやすい言葉や文章で説明する⁽⁴⁾」といった情報提供、つまりは「情報保障」が必要であろう。第三に、「当事者主体」の考え方がある。これは、前述のように福祉サービスは「利用者本位」であるとする考え方から出発し、「利用者本人の意向を最大限尊重することが第一となる⁽⁵⁾」ことを意味している。グループホームの生活は、あくまでも入居者のためのものであり、「利用者主体」が前提とならなければ、その生活はグループホームという生活形態に合わせられた生活となってしまう、入所施設となら変わらない生活となってしまう。第四に、「社会参画」の考え方である。グループホームが地域社会の中で、社会住民と関わりあいをもちながら存在するということは、社会参加はもちろんのこと地域社会の中で社会的役割を果たし、地域から「孤立化」しないためにも必要なことである。つまり入居者が地域社会の中の一市民として生活することがなければ、グループホームとして地域社会に存在する意味は薄れるであろう。第五に、「権利擁護」の考え方である。グループホームの援助職員自身が、入居者の権利侵害をしないことは自明のことである⁽⁶⁾が、入居者が権利侵害の事態に追い込まれないよう事前に察知または予防し、そのような事態が起きた際は入居者に不利益にならぬよう事後処理を行うことも必要となる。

(2) 援助職員の役割

グループホーム援助職員は、これらの援助の視点をもちながら、以下の役割とそれに基づいた援助内容及び業務内容等が求められている。

まず第一に、「①グループホームの運営管理」である。グループホームの生活は、「当事者主体」を基本にしながらも、家事全般や財政的なやりくりや外部との関係調整など入居者が苦手とするところは、援助職員の守備範囲となる。グループホームの生活が円滑にすすむように、その運営に必要最小限に関わることは必要となる。これらの援助内容のためには、ソーシャルアドミニストレーションの視点や手法が求められる。第二に、「②入居者メンバーへの個別援助」である。入居者個々のニーズに合わせた援助を行うことにより、「自立生活」が可能となり、やがてグループホームからの「自立」にもつながる。その中でも個別支援計画の作成と実行は、その入居者個々の生活に影響を及ぼし、グループホーム全体のQOLを決めかねない重要な援助内容のひとつである。これらの援助のためには、ケースワークやケアマネジメントの視点や手法が求められる。第三に、「③入居者グループへの集団援助」である。グループホームは入所施設とは異なる家庭的な生活形態であるとはいえ、小人数集団であり、入居者同士の利害関係が存在する。そのため、入居者集団をグループとして理解し、そこに援助をしていくことも必要となる。これらの援助のためには、グループワークの視点や手法が求められる。第四に、「④関係者との連携・調整」である。知的障害者の地域生活支援のためには、さまざまな関係者が関わることになる。入居者個々に関わる福祉保健サービス提供者や関係者、家族等との連携や調

整を進めることは、その入居者の地域生活支援を確実なものとするとともに、知的障害者の地域生活支援をシステムとして取り組むことにもつながっていく。これらの援助のためには、コーディネートやネットワークの視点や手法が求められる。第五に、「⑤地域との関係調整」である。前述したように、グループホームが地域社会の中で「孤立化」し「ミニ施設化」しないためにも、地域社会や地域住民とのつながりや参加は重要なことである。これらの援助のためには、コミュニティワークの視点や手法が求められる。

以上のように援助内容やその手法等から、「生活に密着したところでの多種多様なニーズに対するサービスのあり方を考えると、ソーシャルワークの視点が必要⁽⁷⁾」であると考えられる。

2. グループホームにおける援助実践の現状と問題

(1) 援助実践に関する実態調査及び研修会報告

厚生行政科学研究事業による「国制度によるグループホームの実態に関する調査2001年」(以下、実態調査2001年版)、各都道府県の実態調査⁽⁸⁾によれば、グループホームにおける援助内容に関して、いくつかの項目で調査を実施している。また、日本知的障害者福祉協会主催の「全国グループホーム研修会」報告書(以下「研修会報告」という)の中にも、各地のグループホームにおける生活実態や援助実践等についてふれられている。その調査結果や研修会報告に基づき、グループホームにおける入居者の生活実態に関して入所施設等との比較において概観した上で、「援助内容」及び「援助方法」について集約して現状と問題点を整理し、検討をくわえたい。また、これらのことから、グループホームにおける援助実践がいまだに模索しながら行われていること、さらには援助内容や方法が明確化されておらず、その基盤整備も立ち遅れていることを指摘したい。

(2) 生活実態の現状と問題

それぞれの実態調査において、グループホームの運営状況や入居者の実態等を把握するための調査項目が設定されているものの、入居者のグループホーム利用による変化や効果が浮かび上がるような調査結果は数少ない。ここでは、各調査の世話人及び入居者等の自由記述等から、入所施設や在宅生活と比較しながら現状と問題を概観してみたい。

まず、多くの調査で指摘されているのは、「自由な暮らし⁽⁹⁾」ができ入居者が満足している点である。グループホームといえども、少人数とはいえ集団生活であり、個人生活に比べ約束事やルールは存在する。しかしながら、入所施設に比較すれば、その度合いは少なく入居者は自分自身の居住空間を得て、生活を満喫している様子が伺える。また、「社会生活能力が向上した⁽¹⁰⁾」という点では、保護者が介在する在宅生活に比べ、グループホームという小集団の中である一定の役割を受け持ちながら生活を送ることで、力をつけていったものと考えられる。また、実

際の地域社会の中での体験を通して、施設で身についた力をより確実なものにしていったと考えられる。さらに、それらの経験をふまえ「独立心、自立心が芽生えた⁽¹¹⁾」という点も指摘されている。

しかし、一方で入居者同士や職員との「人間関係のトラブル⁽¹²⁾」で苦慮している点も指摘されている。グループホームが少人数の仲間同士で一緒に暮らせる、あるいは相談相手である援助職員が常に近くにいることによる利点がある半面、やはり集団生活による人間関係上の弊害が存在し、決して一個人の自立した個人生活ではないことを明らかにしている。さらに、グループホームの生活が「入所施設時代と変わらない⁽¹³⁾」との指摘も見られ、「指導的・管理的なミニ施設ではなく、本人の自主的、自立的生活の場としてのグループホームにしていくためには、施設処遇の延長になりやすい施設バックアップ方式ではなく、地域で独立した運営主体と生活支援システムが必要⁽¹⁴⁾」という意見に代表されるように、ミニ施設化し施設処遇の延長線上にあるグループホームの存在も伺わせる。また、障害の重い知的障害者グループホームでは、英国の例に見られる「ホテルモデル」いわば「何でもしてもらう生活、利用者は目的もなく待つ」といった生活実態の可能性も指摘されている⁽¹⁵⁾。これらは、現在のグループホームにおける援助実践が、居住地を入所施設から地域社会へ移動しただけであり、その援助の内容や方法といった「援助の質」が大きく問われていることを明らかにしている。

(3) 援助内容の現状と問題

実態調査2001年版では、援助職員の援助内容について、世話人の業務内容としてバックアップ施設との業務分担という観点でまとめている。それによれば、前述の役割別にみると、「①グループホームの運営」にあたる業務として、「日常生活における家事全般の援助」「グループホーム運営のための経理及び事務」に関する業務が、「②入居者メンバーへの個別援助」にあたる業務として、「身辺介助」「健康管理」「金銭管理」に関する業務が、「③入居者グループの集団援助」にあたる業務として、「入居者間の人間関係調整」に関する業務が、「④関係者との連携・調整」にあたる業務として、「就労先や日中活動の援助者との関係調整」「バックアップ施設や地域生活支援センターとの連携」「行政や他のサービス提供者との関係調整」に関する業務が、「⑤地域との関係調整」にあたる業務として、「地域住民と入居者とのパイプ役」に関する業務が、それぞれ援助内容としてあがっている。

一方で、調査項目の設定の仕方にもよるが、入居者の権利擁護や苦情解決に関わる業務、個別支援計画の作成・実行に関する業務、入居者のグループ形成や話し合いに関する業務、ホームヘルパー等との関係調整に関する業務、などの援助内容の実態が浮かび上がってきていない。実際に行われていないのか、行っていたとしても不十分であるのか、判断することはできないが、援助職員の援助内容としてどれも重要な業務であると考えられる。特に、個別支援計画については、入居者の個々の生活のありように関わる業務であり、実態把握が必要と考える。

表1 世話人とバックアップ施設との業務分担の状況

	世話人と施設の双方で行っている			施設のみ が行って いる	世話人の みが行っ ている	世話人と入 居者で行 っている	入居者に まかせて いる	その他	不明・ 無回答	合計
	主に施設 が行って いる	主に世話 人が行っ ている	その都度 協議して いる							
1. 食事の準備・調理・ 配膳・後片付け等	7 0.4%	138 8.4%	2 0.1%	10 0.6%	257 15.6%	1,169 71.0%	19 1.2%	32 1.9%	12 0.7%	1,646 100%
2. 給食材料の発注・購 入・搬送等	56 3.4%	197 12.0%	12 0.7%	40 2.4%	1,062 64.5%	190 11.5%	3 0.2%	47 2.9%	39 2.4%	1,646 100%
3. 利用者の身辺処理の介助 (入浴・排泄・洗濯等)	27 1.6%	158 9.6%	57 3.5%	7 0.4%	194 11.8%	433 26.3%	727 44.2%	15 0.9%	28 1.7%	1,646 100%
4. 利用者の衣類・家具等 の購入・選択・調理等	112 6.8%	124 7.5%	475 28.9%	24 1.5%	69 4.2%	634 38.5%	117 7.1%	70 4.3%	21 1.3%	1,646 100%
5. 日常の健康管理・発 病時の対応	175 10.6%	443 26.9%	681 41.4%	20 1.2%	142 8.6%	162 9.8%	0 0.0%	9 0.5%	14 0.9%	1,646 100%
6. 通院の付添・受薬・ 医療機関との連携	337 20.5%	346 21.0%	509 30.9%	129 7.8%	133 8.1%	137 8.3%	12 0.7%	26 1.6%	17 1.0%	1,646 100%
7. 利用者からの相談の 対応	217 13.2%	337 20.5%	935 56.8%	26 1.6%	84 5.1%	26 1.6%	0 0.0%	5 0.3%	16 1.0%	1,646 100%
8. 利用者同士の人間関 係の調整	203 12.3%	348 21.1%	875 53.2%	27 1.6%	99 6.0%	64 3.9%	4 0.2%	4 0.2%	22 1.3%	1,646 100%
9. 利用者のパニックや行 方不明時の緊急時の対応	626 38.0%	113 6.9%	737 44.8%	88 5.3%	27 1.6%	13 0.8%	0 0.0%	23 1.4%	19 1.2%	1,646 100%
10. 利用者の金銭管理	360 21.9%	430 26.1%	272 16.5%	126 7.7%	135 8.2%	190 11.5%	66 4.0%	46 2.8%	21 1.3%	1,646 100%
11. 職場(企業・福祉的就 労の現場)との連絡・巡回等	656 39.9%	163 9.9%	312 19.0%	325 19.7%	88 5.3%	32 1.9%	6 0.4%	24 1.5%	40 2.4%	1,646 100%
12. 就労していない利用者への対応 (職場または日中活動の場探し等)	530 32.2%	67 4.1%	190 11.5%	381 23.1%	18 1.1%	11 0.7%	16 1.0%	84 5.1%	349 21.2%	1,646 100%
13. 日中活動の場(就労・デイサ ビスセンター等)への送迎	207 12.6%	90 5.5%	133 8.1%	183 11.1%	53 3.2%	46 2.8%	568 34.5%	133 8.1%	233 14.2%	1,646 100%
14. 余暇活動の支援	299 18.2%	267 16.2%	528 32.1%	92 5.6%	57 3.5%	174 10.6%	159 9.7%	34 2.1%	36 2.2%	1,646 100%
15. 家族との連絡調整	422 25.6%	300 18.2%	566 34.4%	116 7.0%	86 5.2%	86 5.2%	24 1.5%	9 0.5%	37 2.2%	1,646 100%
16. グループホームに係 る文書事務	729 44.3%	90 5.5%	106 6.4%	622 37.8%	44 2.7%	1 0.1%	0 0.0%	27 1.6%	27 1.6%	1,646 100%
17. グループホームに係 る会計事務	713 43.3%	162 9.8%	111 6.7%	546 33.2%	59 3.6%	1 0.1%	0 0.0%	28 1.7%	26 1.6%	1,646 100%
18. グループホームの物品 (生活用品含む)購入	184 11.2%	513 31.2%	524 31.8%	104 6.3%	221 13.4%	71 4.3%	4 0.2%	3 0.2%	22 1.3%	1,646 100%
19. 建物の補修等の維持 管理	557 33.8%	91 5.5%	474 28.8%	311 18.9%	75 4.6%	5 0.3%	1 0.1%	80 4.9%	52 3.2%	1,646 100%
20. 利用者負担金の会計 処理	488 29.6%	377 22.9%	108 6.6%	452 27.5%	151 9.2%	8 0.5%	1 0.1%	24 1.5%	37 2.2%	1,646 100%
21. 財産管理を委託され ている場合の管理	523 31.8%	45 2.7%	88 5.3%	525 31.9%	17 1.0%	25 1.5%	6 0.4%	84 5.1%	333 20.2%	1,646 100%
22. 近隣・地域との連絡 調整	250 15.2%	551 33.5%	500 30.4%	84 5.1%	164 10.0%	62 3.8%	2 0.1%	10 0.6%	23 1.4%	1,646 100%
23. 行政機関との連絡	803 48.8%	46 2.8%	115 7.0%	621 37.7%	19 1.2%	1 0.1%	0 0.0%	22 1.3%	19 1.2%	1,646 100%

資料：「国制度によるグループホームの実態に関する調査」2001年

出典：「地域支援部会関係調査報告書」p.41

(4) 援助方法の現状と問題

各種の実態調査において、援助職員の援助内容や業務内容についての調査項目は見受けられるが、援助方法については質問設定の困難さもあるのか、ほとんど設定されていない。また、調査結果の中には、世話人の専門性や援助の質の向上などを求める意見が出されており⁽¹⁶⁾、研修会報告でも、各地のグループホームにおける援助実践の経過報告はなされているものの、援助方法に関して関係者が共有できる報告については、見い出すことができない。さらに、グループホームにおけるサービスや援助内容に対する評価については提案がなされているものの⁽¹⁷⁾、その検証や検討結果等が具体的にされているかを確認することができない。

援助方法を具現化するものとして、個別支援計画があげられるが、先の実態調査及び研修会報告からは、個々の入居者とともに個別支援計画を作成し、それを実行し評価するといった取り組みがされているかについては確認することができない。また、知的障害者グループホームに関する先行研究においても、援助の視点や入居者との関わり方の留意点についてはいくつかの共通点が述べられてはいる⁽¹⁸⁾が、個別支援計画について詳細にはふれられていない。さらには、具体的なグループホームにおける個別支援計画に関する文献は「個人将来計画法⁽¹⁹⁾」や「アクティブサポートモデル⁽²⁰⁾」「PCP (Person-Centered-Planning)⁽²¹⁾」といった考え方がわずかながら紹介されているが、その実証的研究については確認することができない。しかし、今後グループホームが質の高い援助を目指すのであれば「個別支援計画」という形で、個々の入居者の生活ニーズを理解し受け止め、将来の生活設計も念頭に置いた、計画的な支援が必要ではないだろうか。さらには、計画の中身や策定の方法に関する研究や検証、そして援助者間による情報交換や議論も求められる。

3. グループホームにおける個別支援計画

(1) 個別支援計画の必要性

知的障害者のライフサイクルを考えた場合、本人自身が、人生設計を立て自己実現していくことが理想ではあるが、その障害特性ゆえに実現が困難であり支援が必要となる場合が多い。また、知的障害者のライフサイクルの中で、グループホームを生活拠点とした地域生活はその一時期にあたり、また選択肢のひとつに過ぎない。その意味では、グループホームはライフサイクルにおける「通過駅」であり、地域生活実現の「終着駅」ではなく「始発駅」ともいえる⁽²²⁾。また、地域生活実現のためには、グループホームにおける支援のほかに、例えば日中活動の場である通所授産施設や作業所等における支援やホームヘルパーなどの居宅生活サービス事業者等における支援など、さまざまな総合的かつ継続的な支援が必要となる。つまり、知的障害者個々の人生を見渡した上で、地域生活実現のための総合的個別支援計画が必要となり、その一環としてグループホームにおける支援が位置づけられ、グループホーム個別支援計画の策定が

求められるのである⁽²³⁾。

また、前述の「ホテルモデル」に見られるような、入居者が受動的な生活にならず、生活主体者としての「自立生活」を送るためにも、個別支援計画による支援は必要となる。さらに、在宅でも入所施設でもない、グループホームという環境を活かしながら、入居者にエンパワーメント・アプローチをしていくことや、またQOLを向上させていくところにグループホームの存在意義があり、そのための支援の道標としても個別支援計画が必要となる。そして、いかに地域住民との交流を図り周囲の理解と協力を得ることができるのか、また入居者自身も社会的役割を果たすことができるのか、その支援のためにも個別支援計画が必要となろう。ここでは、グループホームにおける個別支援計画の策定にむけ、計画の視点及び枠組みを示し、その課題について検討していきたい。

(2) 個別支援計画の視点

グループホームにおける個別支援計画を作成し実行する上での基本的考え方として、次の5つの視点をあげておきたい。これらは、グループホームを利用している入居者をどのようにとらえ、そこでの支援をどう展開していくのか、そして援助職員の援助方法にもつながる基本的な考え方でもある。

第一に「入居者本人がどのような暮らしや地域生活そして人生を望むかを中心に考える」ということである⁽²⁴⁾。これは、地域生活支援のためのケアマネジメントの目標でもあるが、知的障害者本人中心の考え方が基本にあり、生活主体者として本人がどのような暮らしや生活を望み、将来的にどのような人生を送りたいのかを計画に反映させることを意味している。第二に「出来ない事ではなく、出来る事や出来そうな可能性をさぐり、どのように支援すればいいのか考える」ということである⁽²⁵⁾。これは、ICFやAAMRによる障害の捉え方やエンパワーメント・アプローチなどの考え方が基本にあり、入居者ひとりひとりの出来ない事つまり生活困難さを本人の力によるものだけでなく、そこにどのような支援があれば改善・解決されるのか、環境との関係で考え計画に反映させることを意味している。第三に「援助者と入居者との関係性、入居者間との関係性を基盤にした対人関係を考える」ということである。これは、人間関係における関係性を重視することとグループワークの考え方が基本にあり、グループホームにおける人間関係がその生活の質に大きく関わることを意識しながら、計画に反映させることを意味している。第四に、「地域社会における存在を意識し、関わりを図りながら地域生活を考える」ということである。これは、地域社会におけるグループホームの存在意義を重視することとコミュニティワークの考え方が基本にあり、地域社会や地域住民との関わりが地域生活実現に大きく影響することを意識しながら、計画に反映させることを意味している。

第五に「グループホームという生活環境をいかに活かすかを考える」ということである。これは、これまでの視点をいかにグループホームという生活環境を通して実現させられるかを考

えながら、計画に反映させることを意味している。前述の4つの視点は、入所施設においても、基本的な視点になりえることではあるが、入所施設という環境なるがゆえに十分にその計画に反映させることは困難である。グループホームという、地域社会の中の小人数による家庭的環境を活かして、施設における「個別支援計画」では不十分なことや課題を解消しながら⁽²⁶⁾、入居者ひとりひとりの個別支援計画の実現に向け、援助実践をしていくことが求められているのである。

(3) 個別支援計画の枠組み

前述の5つの視点を基本としつつ、「個人将来計画法」や「アクティブサポートモデル」の考え方を参考としながら、グループホームにおける個別支援計画の枠組みを考えてみたい。ここでいう計画の枠組みとは、「個別支援計画」の「過程」「内容」「方法」をさしている。なお、枠組みの基盤となるのは、ケアマネジメントの考え方や手法ではあるが、地域生活の生活拠点であるグループホームという環境を前提にした枠組みであることを認識しながら、ここではその概要を示すだけにとどめておく。

1) 個別支援計画の過程

まず、個別支援計画の策定及び実施等に関する過程を示すことで、計画の構造を示したい。その過程とは①フェイスシートの作成→②アセスメント（事前評価）の実施→③個別支援計画の策定→④計画の実施→⑤モニタリング→⑥エバリュエーション（事後評価）の順である。

①フェイスシートとは利用者のプロフィールなどの基本的な情報を確認し整理することであり、計画作成の基礎資料となる。②アセスメントとは、入居者の想いや願いを確認した上で、入居者の状況を把握し抱えている課題や困難を分析・検討することで、どのような支援が必要とされるか考察し、個別支援計画の策定につなげていく過程である。その際、エンパワメントの視点に立ち、入居者の出来ないことや欠けていることに注目するのではなく、潜在能力や可能性・強さといった部分に焦点をあてること、入居者の状態をグループホームや地域社会といった状況や環境との関係という文脈の中で捉えること、入居者の豊かな地域生活を送る上で援助者がいかに支援してゆけばよいのか考察すること、といった視点でアセスメント項目及び内容を設定し実施していくことが重要である。③個別支援計画の策定とは、前述したように総合的個別支援計画及びグループホーム個別支援計画等の策定をさす。その策定においては、入居者の想いや願いを基本とした、本人の望む生活を実現するためにいかに支援していくかという観点で、支援の方向や内容を計画化することである。それは、本人のエンパワメントやQOLの向上を図るための計画でもなければならない。④個別支援計画の実施とは、グループホームにおける援助実践をさし、基本的にこの計画に基づいて、関係者の共通認識のもとに実施される。⑤モニタリングとは、援助実践が計画に沿って確実に行われているか、援助内容は適切であるか、援助内容を見直す必要はあるか、などを計画実施途上で確認することである。⑥エバリュ

エーションとは、計画実施期間が終了する際に行うものであり、計画実施の結果において個別の目標や課題等が達成されたかどうか、入居者本人は満足しているかどうか、また計画に基づいた援助実践に効果があったか、などを確認することである。

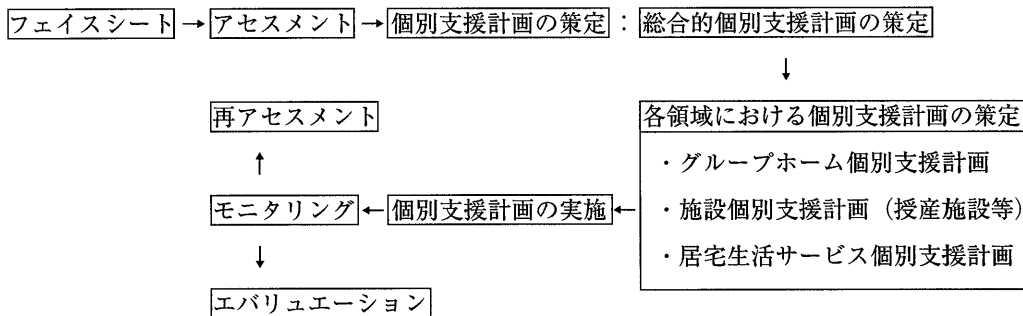


図1 個別支援計画の過程

2) 個別支援計画の内容

個別支援計画表（試案）の項目及び内容を示すことで、この計画に基づいた支援の方向や内容を検討してみたい。当然、個別支援計画策定の前提とし、アセスメント作業が必要となるが、総合的個別支援計画策定の際に実施されていることから、ここでは省略する。

その項目とは、①将来像（長期目標）②年間目標③達成課題（短期目標）④支援上の留意点、の4項目である。

①将来像（長期目標）

入居者の想いや願いを基盤とした「本人が望む今後の生活」を描くことである。現在のグループホームでの生活の継続を希望する人、実家にもどり家族との生活を希望する人、単身生活を希望する人、夫婦あるいはパートナーとの生活を希望する人、などさまざまな生活の将来像があるであろう。それらを長期的な目標にしなが、目標達成に向けて、グループホームでの生活を充実させていくことが必要となる。

②年間目標

計画実施期間を1年間とした上で、その当該年度の重点的な支援目標を掲げることであり、将来像（長期目標）に近づくための、目標設定でもある。

③達成課題（短期目標）

年間目標をさらに具体化したもので、次の5領域をあげておきたい。

A「日課設定と活動参加」：入居者本人が、生活日課を組み立て「自己選択」「自己決定」を行っていけるよう支援する、また日常的な家事などの活動に参加していけるよう支援する、などの内容を含み生活主体者として、今後グループホームを退所し次のステップへと踏み出す際にもつながる課題である。

B「社会生活能力の向上」：入居者本人の生活力の向上をめざすものであるが、単に従来の指導・訓練型の本人努力の結果としての獲得だけではなく、状況や環境のあり方や家族及び関係者、地域住民との関係や支援のあり方によって獲得できることを目指している。

C「生活経験の拡大」：地域社会に存在する社会資源を活用して、多くの生活体験を積み重ねることができるよう支援することにより、QOLの向上にもつながり、入居者本人の社会性の向上にもつながる。

また、社会資源の受動的な活用だけでなく、その改善や開発につなげていくことも含まれている。

D「人間関係の調整」：グループホームという狭い生活空間の中で、援助者との関係性や入居者相互の関係性の中で、自己をコントロールしたり対人関係調整を図ることができるよう支援することをめざしている。また、自分自身の意思を相手に伝え、「支援を求める力⁽²⁷⁾」を養うこともめざしている。

E「地域社会との関わり」：グループホームの入居者が地域住民のひとりとして、地域住民と日常的な交流をもち、また社会的役割を果たすことができるよういかに支援していくが大きな課題である。これは、地域住民の利用者に対する正しい理解にもつながり、地域社会における支援のネットワークを広げていくことにもつながっていく。

④支援上の留意点

アセスメントを通じて明らかになった、いわゆる問題とされている行動を改善したり、健康面で特に配慮が必要な状況や事故を未然に防ぐために、個別具体的な支援内容や注意事項を明示することである。

表2 グループホーム個別支援計画表（試案）

将来像（長期目標）	達成課題（短期目標）	
	日課設定と活動参加 （現状）	（目標：支援内容及び課題）
	社会生活能力の向上 （現状）	（目標：支援内容及び課題）
	生活経験の拡大 （現状）	（目標：支援内容及び課題）
年間目標（重点課題）	人間関係の調整 （現状）	（目標：支援内容及び課題）
	地域社会との関わり （現状）	（目標：支援内容及び課題）
	支援上の留意点	

3) 個別支援計画の方法

この個別支援計画による援助実践を行うにあたっては、入居者本人を中心にして、援助者及び関係者が協働で作成し実行していくことが望まれる。その方法及び留意点として、まず第一に、本人の想いや願いを確認することが基本となる。これは、援助職員が利用者との関係性において、いかに本人の想いや願いをくみ取れるのか、理解できるのかが問われるのであるが、実は援助者側の価値判断を問われることでもある。第二に、計画の策定及び実行にあたっては、グループホーム援助職員が中心的な役割を果たすということである。入居者と信頼関係を築きながら、同じ生活空間で身近に生活を送っているのは、当然グループホーム援助職員であり、入居者に対する理解や援助実践において重要な役割を果たす。第三に、援助職員だけでなく、関係者の意見や見方を取り入れるということである。ここでいう関係者とは、家族や成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用があればそれに関する権利擁護担当者、バックアップ施設・組織やホームヘルパー及び日中活動場所の関係者、地域住民などをさしている。第四に、計画作成及びモニタリングや評価の際に、会議による合議決定により実施していくことである。ここでは、前述の関係者全員による合議制ということにはならないが、援助職員を中心とした主要な関係者が出席し確認作業をしていくことが必要である。当然、その会議には入居者本人も参加し、権利擁護担当者等の参加も必要となろう。第五に、外部からの評価等を取り入れていくことである。これには、第三者評価やオンブズマン制度の導入が考えられるが、関係者以外の外部との関わりにより、グループホームにおける密室化や権利侵害の防止や運営における透明性の確保が図れるのである。

(4) 個別支援計画の課題

これまで、グループホームにおける個別支援計画の必要性と重要性を確認し、計画の枠組みを示してきたが、実施にはいくつかの課題が考えられる。第一に、計画の策定及び実行にあたっての援助職員の力量とスタッフ体制の問題である。援助職員が現状では「世話人」としての業務を行いながら、「個別支援計画」を策定しそれに基づいた援助実践を行うことは非常に困難である。やはり地域生活支援センターが中核的役割を担い、センターのコーディネーターが中心となって、基盤となる総合的個別支援計画を策定した上で、グループホーム援助職員とともにグループホーム個別支援計画を策定していく方向が望ましいと考える。第二に、個別支援計画の確立の問題である。実態調査や研修会報告書の中からも、現在のところ計画の策定や実行・評価に関する論議が見えず、各グループホームにおいて模索中であることが伺える。アセスメントや計画表などの項目や作成方法などについて、実績に基づいた論議や検討が求められる。第三に、個別支援計画における有効性の確認の問題である。グループホームの援助実践において、この計画に基づいた実践がそもそも有効なのか、従来の施設における「処遇計画」のような指導・訓練型の援助につながらないか、入居者本人のエンパワメントやQOLの向上に結

びつき豊かな地域生活を実現できているのか、などを計画の実施結果から検証していく必要がある。そのことにより、今後の地域生活支援におけるグループホームの援助の中味や質さらにはあり方についての論議が進むものとする。

おわりに

2004(平成16)年10月に厚生労働省から「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」が提示された。グランドデザイン案の中のグループホームの再編案によると、障害程度別に分類されさらに生活集団規模が拡大することが想定され、入居者間の相互関係や人的環境に大きな変化をもたらし、グループホームにおけるQOLの低下も予想されている。また今後、知的障害者の地域生活移行をさらに推進していけるかどうかは、グループホームにおける援助実践の内容と結果・効果に大きく左右されているといっても過言ではない。

現在、知的障害者福祉を取り巻く環境がめまぐるしく変化している状況下において、グループホームは地域の中で徐々に広がり始め、認知されてくるにしたがい、その「援助の質」が大きく問われてきている。つまり、グループホームのこれまでの援助内容や方法の検証と、新たな援助方法が求められていることを意味している。そして、それはグループホームにおける地域生活という環境条件を活かした、入所施設処遇の延長線上にないものでなければならないはずである。そのためには、各地で行われている援助実践をもちより、多くの関係者の議論をもとに開発・実施・評価の蓄積が行われなければならない。そのひとつの方法として、グループホームにおける「個別支援計画」の作成と実行さらには検証が求められていると考える。その過程を通して、グループホームにおける「援助の質」の向上や入居者のQOLの向上が図られることを期待したい。

〔注〕

- (1) 塩見洋介『『脱施設化』時代の知的障害者支援』『ノーマライゼーションと日本の脱施設』かもがわ出版、2003年、p.23
- (2) 岡村正幸『まちづくりの中の精神保健・福祉—居宅型支援システムの歩みと思想』高菅出版、2002年、p.33
- (3) 定藤文弘「第1章 障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念」『自立生活の思想と展望—福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめざして』ミネルヴァ書房、1993年、p.8
- (4) 佐藤久夫、北野誠一、三田優子編著『障害者と地域生活』中央法規、2002年、pp.52-53
- (5) 杉本敏夫監修、津田耕一・植戸貴子編『障害者ソーシャルワーク』久美株式会社、2002年、p.11
- (6) 武田則昭、末光茂、八巻純「米国の知的障害者対策『グループホーム』に見る光と影」『サポート』No.556・558・560、2003年

- (7) 早川留美「グループホームの職員としての専門性を考える」『精神保健福祉』Vol.32. No.3、日本精神保健福祉士協会、2001年、p.205
- (8) 各都道府県単位の実態調査としては、「神奈川県生活ホーム・グループホーム実態調査報告書」(1998年)、「千葉県生活ホーム・グループホーム実態調査報告書」(2000年)、「東京グループホーム白書—東京都内グループホーム実態調査報告と提言」(2003年)などがある。
- (9) 神奈川県知的障害者施設団体連合会、『神奈川県生活ホーム・グループホーム実態調査報告書』、1998年、p.146
- (10) 東京都社会福祉協議会、『東京グループホーム白書—東京都内グループホーム実態調査報告と提言』、2003年、p.35
- (11) 同上、p.36
- (12) 千葉県生活ホーム連絡協議会、『千葉県生活ホーム・グループホーム実態調査報告書』、2000年、p.78
- (13) 神奈川県知的障害者施設団体連合会、前掲書、p.206
- (14) 同上、p.209
- (15) エドウィン・ジョーンズ、キャシー・ロウ著、中野敏子監訳・編、「参加から始め知的障害のある人の暮らし—支援を高めるアクティブサポート」相川書房、2003年、p.144
- (16) 実態調査2001年版には、例えば「質のよい世話人の確保」「世話人の研修の充実」「専門性の向上や一定基準の設置」等の意見・要望が寄せられている。
- (17) 高濱潔「グループホームのサービス評価基準について」『第6回全国グループホーム研修会報告書』財団法人日本知的障害者福祉協会 地域支援部会 福祉ホーム・グループホーム等分科会、2002年、pp. 5-31
- (18) グループホームにおける援助に関する先行研究からは、援助の視点や入居者との関わりの留意点としていくつかの重要な共通点を見出すことができる。第一に、入居者に対して生活主体者としての意識化を図るような援助が重要であり、自己選択・自己決定を促すような機会と働きかけが必要であること。第二に、それと関連して、必要な援助を入居者自身が援助者に求めることのできる力を養えるような援助が必要であること。第三に、地域社会の中で、さまざまな生活経験をすること、そのために地域の社会資源を積極的に活用すること。これらの視点に立って、個々の入居者のニーズにあった支援が必要であることが指摘されている。
- (19) ベス・マウント、ケイ・ズウェルニック著、橋本義郎監訳『さあ、はじめよう知的障害者のためのネットワークづくり—「個人将来計画法」への招待』出発のなかまの会、1997年
個人将来計画とは、「その人が何になって、何がしたいか」という、将来への夢や希望のことをさし、その実現にむけてどう支援していくかを考え、実践していく方法である。
- (20) エドウィン・ジョーンズ、キャシー・ロウ著、中野敏子監訳・編、前掲書
アクティブサポートモデルとは、「知的障害のある人が支援を活用して地域の『普通の家』での暮らしを基盤に『参加』を実現するために、支援者のために開発された支援モデル」である。
- (21) 財団法人日本知的障害者福祉協会、『さぼーと』No.580、2005年、pp.44-47
PCPとは、アメリカ・ニューヨーク州発達障害基礎研究所で開発された「人を中心にすえた計画づくり」のことをさし、本人の言葉(夢や希望)を大切に「自分の将来の希望」を実現していくた

めの具体的な戦略を本人と共に確認しながら立てていく。

- (22) 中沢健編著『グループホームからの出発』中央法規、1997年、p.161
- (23) 木全和巳・NPOあいち障害者センター編『実践が活きる個別支援計画・発達保障と豊かな地域生活のために』かもがわ出版、2005年、p.16
- (24) 松端克文『障害者の個別支援計画の考え方・書き方』日総研、2004年、pp.34-36
「本人中心」の計画であることを基本としつつも、特に意思確認が困難な利用者本人の想いの確認という支援上の課題について、援助者の感性や価値観、態度、姿勢が問われているとの指摘をしている。
- (25) 同上、pp.36-37
つまり、「利用者の『できないこと』を『できるようにする』ことに支援上の焦点をあてるよりも、どのような支援があればどのくらい生活が豊かに広がっていくのか」という観点を基本にすることであり、本人の努力目標ではなく援助者側の努力目標を考えるということである。
- (26) 財団法人日本知的障害者福祉協会 調査・研究委員会『知的障害者のためのアセスメントと個別支援計画の手引き-2004年度版』2004年、p.37
この手引きは、知的障害児・者施設における個別支援計画作成のためのものである。その中のアセスメント表において、調査項目を見る限り、「できる・できない」の評価基準のもと、利用者の「できないこと」に対してどのように支援していくかということに焦点がいきやすいこと、また地域における社会資源をいかに導入し連携していくかの視点が弱いこと、など施設における個別支援計画の策定の視点や方法においては、まだ課題が残されていることが伺える。
- (27) 小松聖司「知的障害者グループホーム・生活ホームにおける支援に関する研究」『社会福祉学』Vol.42. No.2、2002年、p.111
「支援を求める力」とは、ニーズの実現が困難な状況に陥ったときに、本人が直接的かつ／または間接的な支援を求める能力のことを指している。

【付記】

この論文は2005年提出の修士論文『知的障害者の地域生活支援における援助職員のあり方に関する研究』「第4章 グループホームにおける援助実践の問題と課題」を加筆修正したものである。資料提供をしてくださった「明治学院大学地域生活サポート研究会（代表 中野敏子）」「出発のなかまの会」の皆様そして指導教官の岡村正幸教授に深く感謝申し上げます。

(たなか きよし 新潟福祉医療専門学校)

(指導：岡村 正幸 教授)

2005年10月19日受理

